

令和 8 年 7 月
(第 49 回)

八 戸 圏 域 水 道 企 業 団
入 札 監 視 委 員 会
議 事 概 要

と き 令和 8 年 7 月 27 日(月) 午後 2 時 00 分

ところ 八戸圏域水道企業団 1 階大会議室

八戸圏域水道企業団

令和8年7月（第49回） 八戸圏域水道企業団入札監視委員会

日 時 令和8年7月27日（月） 14：00～16：00

場 所 八戸圏域水道企業団 1階 大会議室

出席者

○委員（5名）

委員長	竹内 貴弘（八戸工業大学 工学部長・図書館長 工学部工学科 建築・土木工学コース 教授）
委員長代理	源新 明（弁護士法人 たいよう総合法律経済事務所 代表弁護士）
委員	小原 隆平（税理士法人 細越小原会計事務所 公認会計士・税理士）
委員	田中 哲（八戸学院大学 地域共創学部長 地域共創学科 教授）
委員	南 将人（八戸工業高等専門学校 名誉教授）

○企業団（5名）

事務局長	内宮 靖隆
事務局次長兼工務課長	大嶋 武仁
事務局次長兼浄水課長	早瀬 久司
配水課長	秋元 悟
管財出納課長	瀧田 肇

○事務局（4名）

審議対象期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日
（指名停止の報告 令和7年12月1日～令和8年6月30日）

配布資料	資料1	入札方式別発注工事総括表
	資料2	入札方式別発注工事一覧表
	資料3	指名停止の運用状況一覧表
	資料4	審議対象事案抽出報告書
	資料5	工事説明資料・抽出事案説明書
	資料6	抽出区分における抽出件数の見直しについて

審議対象事案	事案1	馬淵配水塔内面防食工事
	事案2	類家三丁目～四丁目配水管改良工事
	事案3	白銀町左新井田道～三島上配水管改良第1工区工事
	事案4	白山浄水場自家発電設備修繕工事

会議内容要旨

(委員長)

それでは、これより議事に移らせていただきます。

先程のご報告のとおり、本日の会議は成立しておりますので、早速、議事に入ります。

初めに、資料1ページの「入札方式別発注工事総括表」から、8ページの「指名停止の運用状況一覧表」までを事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(「入札契約方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」まで説明)

(委員長)

ただいまの説明に、ご質問・ご意見などありませんか。

(委員長)

ないようですので、それでは、資料9ページの「審議対象事案 抽出報告書」の抽出委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回の事案の抽出は、前回会議からの順番を引き継ぎまして、A委員をお願いしております。

(委員長)

それでは、A委員から事案抽出理由について、ご報告をお願いします。

(A委員)

審議対象事案抽出報告書について、ご説明申し上げます。

抽出につきましては、一般競争入札から1件、指名競争入札及び工事希望型指名競争入札から2件、随意契約から1件、計4件抽出しております。

1番の一般競争入札については馬淵配水塔内面防食工事、選定理由は落札率が83.80%と低く、また、工事の中で特殊な技術が必要と思われるため抽出しました。

2番については類家三丁目～四丁目配水管改良工事、工事希望型指名競争入札の中で予定価格が一番高く、落札額が高いということで抽出しました。

3番については、白銀町左新井田道～三島上配水管改良第1工区工事、選定理由としては予定価格が指名競争入札の中で3番目に高く、また、指名23業者のうち応札業者数が4業者と少なく、落札率が高いため抽出しました。

4番目の随意契約については、白山浄水場自家発電設備修繕工事、選定理由は落札率が100%であるということで抽出しました。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。それでは抽出事案1から審議をしたいと思いますので、説明を

お願いします。

抽出事案1 馬淵配水塔内面防食工事について

(配水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案1について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B委員)

入札方式の「単体による」とはどのような意味ですか。

(管財出納課長)

複数業者による共同企業体、正確には特定建設工事共同企業体、いわゆるJV（ジョイント・ベンチャー）に対して、1つの企業によるという意味で単体と表現しています。

(B委員)

事案1を単体にしたのは何か理由がありますか。

(管財出納課長)

複数の工種による工事の場合は、別工種の業者を入れて共同企業体ということはありませんが、事案1は水道施設工事のため単体で行っています。

(B委員)

事案1の工事は、内面防食としてステンレス鋼板を内張りにする工事とのことですが、現在、表面はどのような状態になっていて、なぜステンレス鋼を入れることにしたのですか。

(配水課長)

既存の配水池の内面は、側壁、底盤ともコンクリートの躯体となっております。内面防食工事は、ステンレス内張りの他に、塗装による方法もあります。塗装工事だと15年程度で塗替えしなければなりません、ステンレスを張ると、防食工事は必要なくなります。そのためステンレス内張工事を選択しました。

(B委員)

入札参加資格要件に水道施設工事業者とあり、今回応札したのは3者で対象業者は8者ですが、全部で何者登録されているのですか。

(管財出納課長)

全部で135者です。圏域内で45者、圏域外で90者あります。

(B委員)

経営事項審査の総合評定値（P点）はなぜ1,000点なのですか。

(管財出納課長)

他都市における同種工事の参加資格要件や入札参加状況を参考にしながら決定しており、当該工事の施行には、高い施工能力が求められるため、制度上の平均である700点を超える1,000点に線引きをしています。

(B委員)

今回、低入札価格調査制度ということで確認したいですが、予定価格は事前公表していますが、「直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費」の設計金額も公表するのですか。

(管財出納課長)

予定価格のみ公表し、内訳は公表しておりません。

(A委員)

請負工事等業者指名審議会の、対象業者8者というのは、企業団に登録している135者の中からP点が1,000点以上の業者を抽出して8者になったのですか。

また、入札業者3者の中に「業者A」がありますが、指名審議会の対象業者8者の中に無いのはなぜですか。

(管財出納課長)

この8者は、先ほどご覧いただいた入札参加資格要件を満たしていると思われる業者が8者ということになります。

(A委員)

業者AはP点1,000点を超えていないのに入札したということですか。

(管財出納課長)

事後審査方式ですので、入札公告後、業者Aから実際に入札参加申請があり、その時点で調査したところ入札参加資格要件を満たしている可能性があるかと判断したので、入札に参加していただきました。

(A委員)

業者の決算期の関係で、経営事項審査の点数が付く時期がずれるといったことは関係ありますか。

(管財出納課長)

もちろんそういった経営事項審査の点数のずれもありますが、実績サイトには各業者側で施工実績を登録することになるので、登録が漏れていたり遅れたりすると対象業者にず

れが生じることがあります。

（委員長）

条件を満たしている可能性があったということなんですね。委員の皆さん今の回答でよろしいですか。よろしければ、他にありませんか。

（C委員）

事案1の工事は、工事期限が令和10年2月29日限ですが、工事が大体2年くらい続くということですか。

（配水課長）

そうです。令和8年3月から令和10年の2月までです。

（C委員）

配水塔は、工事期間中は使用できないのですか。業務に支障は出ないのですか。

（配水課長）

配水塔は2池あり1池ずつ工事を行いますので特に支障はありませんが、白山浄水場からポンプで送水しているので、送水の頻度が増えることになります。

（C委員）

電気がなくても送れますか。停電でも影響がないのですか。

（配水課長）

ここより低いところには電気が無くても送水できますが、高いところにはポンプで送水する必要があります。自家発電設備があるので、停電時も影響はありません。

（委員長）

なぜ以前はコンクリートだったのですか。

（配水課長）

平成2年に完成していますが、その頃ステンレスの内張り工は一般的ではなかったためです。平成15年頃から一般的に広まってきました。

（委員長）

当時、設計するときの供用期間というか、設計の目安としての期間の考え方はありましたか。

（配水課長）

通常は15年に1回くらいの頻度で塗り直ししないと、樹脂塗装ですと剥がれてしまいます。メンテナンスがステンレスだと必要ありません。

(D委員)

もう一回戻りますが、指名審議会で8者が対象になるようですが、その中に入っていない業者Aが入ってくるというのは、ここで対象業者にならなくても、入札参加資格要件を満たせば、入札に参加できるということですか。

(管財出納課長)

こちらの8者につきましては、指名審議会の開催時点で条件を満たしているということで、これで全部ですということではありません。参考までに一般競争入札の対象者として、これぐらいはありますよとお示したものです。

(D委員)

この8者は入札の参加資格があり、今のところP点1,000点以上満たしているので、参加可能ということですね。その後に業者Aが入ってきたということですか。

(管財出納課長)

こちらの8者につきましては、P点だけでなく施工実績等も求めていますので、そういったことも含めて担当部署と協議したうえで、業者Aも入札参加資格を満たす可能性もあると判断しました。

(D委員)

入札参加については、対象業者に入らなくても、要件を満たしていれば入札できるということですか。

(管財出納課長)

そのとおりです。

(委員長)

他にありませんか。

(委員長)

ないようですので、それでは、次の抽出事案2について審議したいと思いますので、説明をお願いします。

抽出事案2 類家三丁目～四丁目配水管改良工事について

(事務局次長兼工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案2について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B委員)

事案2の工事は、「舗装切断工」が令和8年1月27日で、「舗装版取壊し工」を令和8年4月24日に工事しています。3か月も間が空いたのはなぜですか。

また、切断工の後、道路表面に鉄板を置くなど、交通に支障がないように何かしていましたか。

(事務局次長兼工務課長)

掘削工事をする場合は、先に舗装をカッターで切って掘りやすくするんですが、本事案では、夜間工事であることや地下水が非常に多かったために、工事の進捗が悪く、3か月ほどかかったということです。

道路の表面は舗装を切ったままで、覆工板はしておりません。

(D委員)

工事期間は3月25日限とありますが、舗装版取壊し工の撮影が4月24日なのはいいのですか。

(事務局次長兼工務課長)

夜間工事で地下水が多かったということで、工期を延長しています。工事はまだ行っている最中です。

(委員長)

工事が長引くことは事前にはわからなかったのですか。

(事務局次長兼工務課長)

地下水の影響により、予想以上に進捗率が悪かったということです。

(D委員)

昼間の近隣の店舗の営業の妨げにはならないのですか。

(事務局次長兼工務課長)

工事自体は夜間に行い、店舗の営業時間に配慮しているので、影響はありません。

(A委員)

工期は、いつまで延長されるのですか。

(事務局次長兼工務課長)

9月30日までの予定です。

(C委員)

工期の延長によって、請負代金の増額や違約金の発生はありますか。

(事務局次長兼工務課長)

工事内容が変更になりますと、設計変更となり金額の変更は多少あります。違約金はありません。

(委員長)

他によろしいですか。

ないようですので、次の抽出事案3について審議したいと思いますので、説明をお願いします。

抽出事案3 白銀町左新井田道～三島上配水管改良第1工区工事について

(事務局次長兼工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案3について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B委員)

指名業者を選定した理由として、入札方法で「同一開札日の入札方法を統一することにより、入札参加者の負担の軽減を図ることを目的として」と記載されています。入札方式を統一することによって、業者からするとどの作業が負担軽減されたのでしょうか。

(管財出納課長)

工事希望型指名競争入札の場合、入札参加申請の手続をしなければなりません。

指名競争入札は、A等級業者を全者指名します。よって、入札参加申請の手続が省略できるということになります。

(B委員)

業者からすると、今まで出していた書類を出さなくても良くなったということですか。

(管財出納課長)

そうです。指名競争入札に統一することで申請手続が必要なくなるということです。

(B委員)

業者にとって、申請書類を作成する作業は1日中かかるのか、数時間なのか。申請のための負担はどれくらいなのでしょう。

(管財出納課長)

入札参加の手続だけであれば、それほど時間がかかるものではないのですが、入札日が同日の場合、入札方法を統一した方が、業者側にとっても手続に混同が生じないというメリットがあったと考えています。

(B委員)

統一したのは今回が初めてですか。過去にも何回かあるのですか。

(管財出納課長)

統一したと聞いたことはありませんが、昨年、同じ入札日に、工事希望型指名競争入札と指名競争入札を行った結果、ある業者が勘違いをされて、その入札に参加できなかったことがありました。その経緯を踏まえて、業者に混同が生じないように、同じ入札方法としたところです。

(D委員)

事案3の工事は、配水管と配水補助管の布設とありますが、配水管と配水補助管はどう違うのですか。

(事務局次長兼工務課長)

配水補助管は50ミリ以下、75ミリ以上の管を配水管と企業団では分けしています。

(D委員)

配水管は鋳鉄管で、補助管はポリエチレン管でいいという判断なのでしょうか。

(事務局次長兼工務課長)

企業団では75ミリ以上を鋳鉄管、50ミリ以下はポリエチレン管と決めています。

(D委員)

口径で決めているということですか。

(事務局次長兼工務課長)

そうです。

(委員長)

他によろしいですか。

(委員長)

ないようですので、次の抽出事案4について審議をしたいと思いますので説明をお願いします。

抽出事案4 白山浄水場自家発電設備修繕工事について

(事務局次長兼浄水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案4について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B委員)

この発電設備が設置されて20年が経過しています。非常用発電とのことですが、この装置が作動したことは何回ありますか。

(事務局次長兼浄水課長)

この発電機は、長時間の停電のときに使用します。東日本大震災のときに停電し、10時間ほど運転しております。震災の翌週の地震の際も、13時間ほど運転した実績があります。その他には定例業務として、1か月に1度、保守として5分ほど運転しています。

また、白山浄水場の交代勤務者は、災害が発生した時の訓練として、6時間ほど4回に分けて運転させています。ほとんどは、そういったメンテナンスのために動かしています。

(B委員)

そうしますと今回、交換する原因となったのは、多分室内にあった異物がガスタービンに入って羽などにぶつかって損傷したということなので、僅か6時間の間に大量に空気を吸い込んだ結果、異物が入り損傷したというイメージですね。

別の質問ですが、ガスタービン発電機の燃料は何を使っていて、何日分保管しているのですか。

(事務局次長兼浄水課長)

燃料は灯油を使用しています。10,000リットルのタンクが2基あるので、20,000リットル保管しています。灯油の平均消費量は負荷の状況によって多少変わりますが、1時間当たり300～330リットルくらいなので、満タンで50時間ほど運転することが可能です。

(B委員)

再発防止用に吸気フードを取り付けています。これはただカバーを被せただけなのか、カバーの下にも網目を入れているのか、対策としてどのようにしていますか。

(事務局次長兼浄水課長)

カバーの下にも同様に網目を入れています。舞っているものよりも、落ちてくるものを防御するイメージです。

(B委員)

特殊な装置なので、設置した業者と随意契約していますが、平成17年にこの設備を設置した時に、入札に参加した業者は何者ありますか。

(管財出納課長)

11者です。

(D委員)

発電装置に混入した異物は何だったのですか。また、異物がインペラに当たった原因は

何ですか。

（事務局次長兼浄水課長）

分析した結果、コンクリートのようなものだそうです。上から落ちてきたものを吸い込んだと思われます。穴の大きさが縦8ミリで長さが3センチくらいとなります。異物がディフューザーにぶつかり破損すると、乱流を起こして圧力を上げることができない不具合が発生しますので、おそらくこれが原因と思われます。

（D委員）

異物が落ちてきた場所は確認したのですか。

（事務局次長兼浄水課長）

どこから落ちてきたかは特定できていません。しかし、こういった現象があったと、異物が入ってきてぶつかるといった事例がほかの企業でも同様にあったと、メーカーから伺っています。

（C委員）

工事代金の2,959万円は、パワーモジュールのリビルト品を含んだ価格ですか。また、新品に交換するとどれくらいかかりますか。

（事務局次長兼浄水課長）

リビルト品を含め、その他工事一式をすべて含んだ金額です。新品に交換するとなると、4,257万円かかります。

（委員長）

他によろしいですか。

（委員長）

ないようです。

それではここで、事務局より見直しの提案があるとのことですので、説明をお願いします。

【資料6 抽出区分における抽出件数の見直しについて】

（事務局 説明）

（委員長）

ただいまの提案について、ご質問・ご意見などございませんか。

（D委員）

今後は、3件すべて指名競争入札や、一般競争入札になる場合もあり得るということですか。

(事務局)

あり得ます。競争入札という観点から、抽出いただければと思います。対象となる工事がない場合もあるので、3件をご自由に委員の皆様からお選びいただきたい考えています。

(委員長)

随意契約は今回2件ですけど、私が担当してから随意契約が「0件」ということはなかった様に記憶しておりましたがどうですか。

(事務局)

対象になる工事がない場合もありまして、その際には指名競争入札から3件抽出いただいたこともこれまでにあります。あくまでも抽出区分の目安としてお考えいただきまして、その時の対象工事によっては、例えば随意契約から2件、お選びいただくことも可能です。

(A委員)

これはあくまでも目安ということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

他によろしいですか。

反対意見もないようですので、事務局案を採用とすることによろしいでしょうか。

それでは、事務局案で決定いたします。

最後に、本日の事案以外のことでもよろしいので、何かご質問、ご意見などございましたら。

(竹内委員長)

ないようです。それでは、審議事項については以上となりますので、進行を事務局にお返しします。

〈16:00 閉会〉